平成２５年（フ）第４６８号
岡山県赤磐市是里3743番地
破産者　久延　像志
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８号
宮崎市大字浮田3138番地
破産者　有限会社日高商会
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６４６号
熊本県宇城市松橋町両仲間1642番地２
破産者　伏見　堅一
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５５０号
札幌市中央区北３条西27丁目２番21―201号
破産者　宮嶋　邦夫
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７号
秋田県山本郡八峰町八森字古屋敷43番地５
破産者　工藤　　豊
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１１７号
富山県高岡市荻布新町34番地　レジデンスアイ102号、前住所富山県高岡市吉久２丁目６番58号
破産者　湊　　久志
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２５号
長野県松本市波田6559番地１
破産者　山田　哲行
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７７８号
愛知県知多市にしの台４丁目15番地の10
破産者　植中木材こと　植中　伸夫
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４７号
岐阜県海津市南濃町上野河戸1180番地１、開始決定時の住所名古屋市天白区西入町126番地
破産者　伊藤　秀男
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６８号
名古屋市中区千代田５丁目19番３号、開始決定時の住所名古屋市天白区土原１丁目341番地　ロイヤルマンション土原102号
破産者　伊藤　　正
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４３２号
大阪府池田市石橋４丁目２番８号　サンパレス21石橋Ⅱ102号、前住所大阪府豊中市立花町１丁目１番17号
破産者　内田　邦宏
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４４９号
大阪府吹田市上山田１番７号　北千里アーバンライフ709号室、開始決定時大阪府吹田市古江台２丁目６番１号
破産者　濱崎　榮二
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０１号
大阪府羽曳野市飛鳥1050―12　磯野邦子方、住民票上の住所堺市北区百舌鳥赤畑町２丁73番地２　三国ヶ丘スカイハイツ605号
破産者　大槻　安宏
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０３３号
神戸市東灘区深江南町２丁目12番19号
破産者　柳　　仁鉉
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３０号
神戸市東灘区御影本町２丁目17番５―302号
破産者　田中　智之
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４号
山形県新庄市十日町2600番地の24、破産手続開始決定時の住所山形県新庄市大字鳥越999番地の32
破産者　夢工房こと　沓沢　一郎
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第２２号
新潟県見附市嶺崎２丁目５番19号
破産者　佐野　秀夫
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係